

## 福岡市放課後児童健全育成事業の届出に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、法第34条の8第2項から4項に規定する届出について必要な事項を定める。

### (開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定に基づく届出は、事業開始届(様式第1号)及び事業概要書(様式第2号)により、あらかじめ行わなければならない。

### (変更等の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定に基づく届出は、事業変更届(様式第3号)により、変更の日から一月以内に行わなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

3 前2項の届出には、前条第2項に定める書類(変更のあった事項に係るもので足りる。)を添付しなければならない。

### (廃止等の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定に基づく届出は、事業廃止(休止)届(様式第4号)により、あらかじめ行わなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第2条の規定の適用について、この実施要綱施行の際、現に市長に届け出をして事業を行っている者は、施行日から起算して三月以内に届け出なければならないものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。